

安八郡広域連合からのお知らせ

平成 27 年 8 月から、介護保険の費用負担が変わります

1. 一定以上の所得のある方は、介護サービスを利用した時の負担割合が 1 割から 2 割になります。

- ・利用者負担が 2 割となるのは、1 号被保険者の方で、収入が年金のみの場合は年収 280 万円以上の方が、年金収入以外がある場合は合計所得金額が 160 万円以上の方が対象となります。
- ・ただし、年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で 280 万円未満、65 歳以上の方が 2 人以上いる世帯では世帯の合計が 346 万円未満の場合は、利用者負担が 1 割のままになります。
- ・介護サービスを利用する場合は、安八郡広域連合から発行する「介護保険負担割合証」をサービス事業者に提示していただく必要があります。

2. 高額介護サービス費の限度額の一部が変わります。世帯内に現役世代並みの所得がある高齢者がいる場合、月々の負担の上限が 37,200 円から 44,400 円になります。

- ・町民税の課税所得 145 万円以上の方がいる場合に対象になります。
- ・この水準に該当しても、同一世帯内に 65 歳以上の方が 1 人の場合はその方の収入が 383 万円、2 人以上いる場合は収入の合計が 520 万円に達しない場合には、申請により、37,200 円になります。

< 現行 >

利用者負担段階区分	限度額
一般世帯 (課税世帯)	37,200 円



< 改正後 >

利用者負担段階区分	限度額
現役並み所得相当	44,400 円
一般世帯	37,200 円



3. 食費・部屋代（室料+光熱水費）の負担軽減を受けられる要件が変わります。

- ・軽減の対象となるのは、町民税非課税世帯で、新たに加えられた以下の要件に該当する方です。
- ① 預貯金等の金額が、配偶者がいる方は合計 2,000 万円以下、いない方は 1,000 万円以下であること
- ② 世帯分離をしている配偶者（事実婚を含む）の町民税が非課税であること
- ・申請にあたっては、本人および配偶者の預金通帳等の写しと、金融機関等への照会に対する同意書を提出していただく必要があります。

< 現行の適用要件 >

所得要件
町民税非課税世帯



< 平成 27 年 8 月からの適用要件 >

所得要件
町民税非課税世帯
別世帯に配偶者がいる場合は、別世帯の配偶者も町民税非課税



資産要件
預貯金等が一定額以下
単身：1,000 万円 夫婦：2,000 万円

4. 特別養護老人ホームの相部屋（多床室）に入所する課税世帯の方等は、室料相当の額を負担していただくことになります。

- ・食費・部屋代の負担軽減を受けていない方が対象になります。（世帯全員が町民税を課税されていない方で、引き続き食費・部屋代の負担軽減を受ける方の相部屋代は変わりません。）
- ・具体的な相部屋代のご負担額は、各施設にお問い合わせください。

5. 高額医療・高額介護合算制度の限度額が一部変わります。

- ・高額医療・高額介護合算制度（医療と介護の両方に自己負担があり、それぞれの制度での限度額を適用後の年間自己負担が、合算制度に定める限度額を超えたとき、超えた分が支給される制度）の限度額が、平成 27 年 8 月の計算期間分から 70 歳未満の方だけ変更されます。

< 70 歳未満の高額医療・高額介護合算制度の自己負担限度額 >

所得 (所得金額-基礎控除額)	被保険者又は国民健康保険+介護保険 (70 歳未満の人がいる世帯)		
	～平成 26 年 7 月	平成 26 年 8 月 ～平成 27 年 7 月	平成 27 年 8 月～
901 万円超	126 万円	176 万円	212 万円
600 万円超～901 万円以下		135 万円	141 万円
210 万円超～600 万円以下	67 万円	67 万円	67 万円
210 万円以下		63 万円	60 万円
町民税非課税世帯	34 万円	34 万円	34 万円



■ 問い合わせ 安八郡広域連合 ☎ 0584・63・2050